

(成年後見人等から委任された代理人が申請する場合)

記載例

登記事項証明申請書

(成年後見登記用)

那覇地方 法務局 御 中
令和 〇年 〇月 〇日申請

閉鎖登記事項証明書 (閉鎖された登記事項の証明書を必要とする場合はこちらにチェックしてください。)

Main application form with sections for applicant details, qualifications, agent information, and registration details. Includes checkboxes for various categories and a table for delivery options.

成年後見人からの委任
状が必要です。

部分について、次ページの
※をご確認ください。

記入方法等 1 二重線の枠内の該当事項の□に☑のようにチェックし、所要事項を記入してください。
2 「登記記録を特定するための事項」には、登記番号がわかっている場合は、本人の氏名と登記番号を、不明な場合は本人の氏名・生年月日・住所または本籍(本人が外国人の場合には、国籍)を記載してください。
3 郵送請求の場合には、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のあて先に送付してください。
申請書送付先: 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

窓口請求の場合は、請求される方(代理請求の場合は代理人)の本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート等)を窓口で提示していただきますようお願いいたします。
郵送請求の場合は、申請書類とともに、上記本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。
申請書に添付した戸籍謄本等の還付(返却)を希望される場合は、還付のための手続が必要です。

- ※ ○ 成年後見人が法人である場合の申請において、代表者の資格を証する法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。その場合、添付書類欄に会社法人等番号を記入の上「登記事項証明書につき添付を省略」にチェックをお願いいたします。

ただし、当該法人について、商業・法人登記が申請され、登記の完了前であるなど、登記官がシステム上で当該法人の登記情報を確認できない場合は、添付を省略することができませんので、商業・法人登記申請の有無をあらかじめ確認願います。

- ※ ○ 成年後見人等が法人で、法人の代表者以外の方が窓口で申請される場合、法人の代表者から来庁者への委任状が必要となります。